

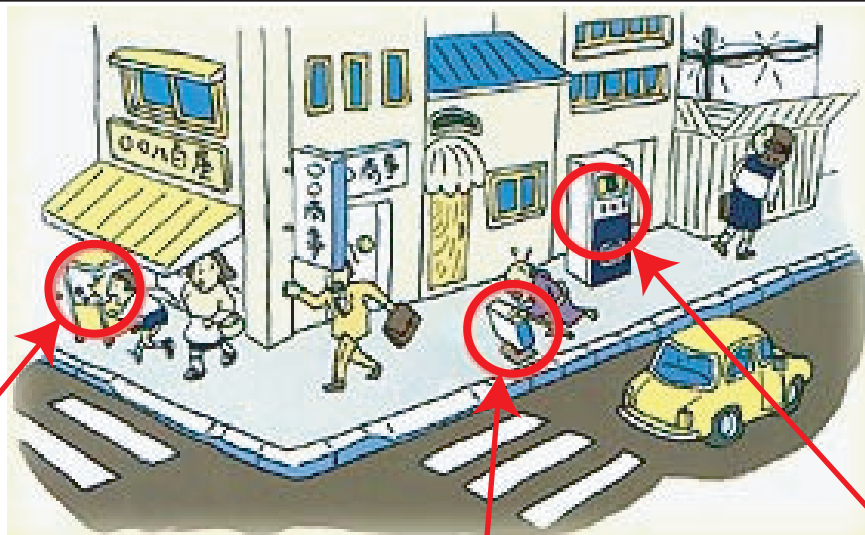
# 道路を正しく利用しましょう

道路（歩道含む）は公共の施設です。個人や企業の営業活動などは法律で禁止されていますので、ルールを守って、道路を正しく利用しましょう。

- ◆置き看板の設置
- ◆のぼり旗の設置
- ◆商品等の陳列
- ◆路上販売

- ◆自動販売機の設置

など**禁止**されています。



商品の陳列  
×

置き看板  
×

自動販売機  
×

（解説）

道路は一般交通の用に供される公共の施設です。そのため、道路敷地では私権（営業活動など）を行使することができません。（道路法第4条）

また、車道や歩道上に物（広告看板、商品など）を放置することも禁止されています。（道路法第43条）

これら違反者に対しては罰則が適用される場合があります。（道路法第100条第3号）

お問い合わせ先  
国土交通省 石巻国道維持出張所  
TEL 0225-95-5237